

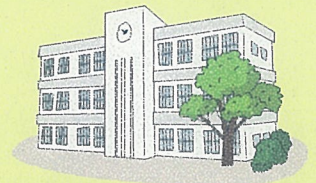
爆発物の原料となり得る化学物質の管理強化の依頼

昨年、愛知県下において爆発物等を製造・所持するなどの容疑で大学生が逮捕されるという報道がなされた以降も、学校に保管されている化学物質が、なくなる事案が発生しています。



以下の点に留意し、保管されている爆発物の原料となり得る化学物質(指定11品目)を含む毒物、劇物等の化学物質に関し、改めて保管・管理の徹底を図って頂きますようお願い致します。

- 定期的な数量の確認と簿冊等による確実な管理
- 施錠設備のある保管場所への保管と確実な施錠
- 生徒・児童のみでの保管場所への立入り及び取扱いの禁止
- 取扱いにかかる化学物質の盗難・紛失時の警察への速報
- 学生等に対する化学物質の誤った取扱いによる危険性等についての指導教養



～上記留意点は、平成27年3月27日付、文部科学省発出の「爆発物の原料となり得る化学物質の管理強化等に関する警察庁からの依頼について(通知)」より抜粋

◆ 爆発物の原料となり得る化学物質(指定11品目) ◆

硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン、硝酸カリウム



各警察署において『警察官による学校への個別訪問』『管理状況等の確認、改善の依頼』を継続しています。
ご理解とご協力をお願いします。

《大阪府警察本部警備部外事課》

